

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和6年8月23日

公立大学法人富山県立大学

理事長 山 本 修

1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

富山県立大学情報工学部設置に伴う新棟ネットワーク設備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

公立大学法人富山県立大学事務局経営企画課 富山県射水市黒河5180番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年8月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北電情報システムサービス株式会社 富山県富山市桜橋通り3番1号

5 随意契約に係る契約金額

金101,530,000円

6 契約の相手方を決定した手続

公立大学法人富山県立大学契約事務取扱細則第33条第1項第1号の規定による随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等又は既契約特定役務につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため